

預金保険制度の再検討

太 田 勉

目 次

第1節 はじめに —— 目的、構成、要旨

第2節 預金保険制度の目的と機能

第3節 海外の預金保険制度の概観

第4節 日本の預金保険制度の変遷

第5節 現在の預金保険制度の課題

(補論) 海外の預金保険制度の動向

参考文献

第1節 はじめに ―― 目的、構成、要旨

バブル崩壊後、日本経済にとって懸案の課題であった金融機関の不良債権処理も2004年度末頃には漸く峠を越え、金融システムは全体として安定性を取り戻しつつある。2005年4月にはペイオフ解禁拡大¹（定額保護という平常時の預金保険への移行）が特に混乱もなく実施され、金融システムを巡る局面は、不良債権処理に軸足を置いた「緊急対応型」から将来を展望した「活力重視型」に転換しつつある。

現在の預金保険制度及び金融機関破綻処理の基本的な枠組みは、平常時を念頭において構築されたものである（2000年5月預金保険法改正）が、不良債権問題を抱えながら制度設計が行われたため「活力重視型」の金融システムにはそぐわない側面を内包している。こうした認識の下に、本稿では、「活力重視型」の金融システムと総合的な預金保険制度のあり方について再検討してみることにしたい。本稿の構成と要旨は、次のとおりである。

第2節では、預金保険制度の目的と機能について、信用秩序を維持するための枠組みの中でどう位置付けるかを中心に簡単に整理する。預金保険制度は、監督・規制や市場規律（ディスクロージャー）が有効に機能し、問題金融機関の早期処理が図られるとともに、システミックリスクが懸念されるような場合には中央銀行の「最後の貸し手（LLR）」機能が適切に発揮されてこそはじめて有効に機能するものである。

第3節では、海外の預金保険制度を巡る近年の動向を概観した後、米国の金融機関破綻処理の実態を整理する。近年、世界の各地域で預金保険制度（ないしは同種の制度）を設立する国が相次いでおり、現在では85か国余で設置されている。各国の預金保険制度は金融構造の違い等を反映し、信用秩序維持の枠組みにおける位置付けや役割に違いがみられるが、近年の特徴は、「インセンティブ・コンパティブル（保護対象先等のインセンティブと整合的）な制度」を指向する国が増加していることである。具体的には、預金保護の範囲に上限金額を設定する（定額保護）のみならず、一定割合の保護に止める（定率保護、共同保険）ことによる市場規律の活用や、金融機関経営の健全化を促す可変預金保険料率（金融機関のリスク度に応じた保険料賦課）の導入といった制度の見直しが目立っている。

米国の連邦預金保険公社（FDIC）についてみると、1980年代の金融自由化の進展過程で、預金の実質的な全額保護を図ってきた枠組みを銀行や預金者が悪用するというモラルハザードの問題が顕現化、深刻化したため、1991年にインセンティブ・コンパティブルな制度へと改革された。こうした制度改革の中で、①破綻処理方式の採用基準について、平常時には最小コスト原則を採用する一方、「システミックリスクを根拠とする例外」規定を設けていること、②大口預金の一部切り捨て措置の導入に際して、預金者の負担をできる限り抑制する枠組みが整備される一方、預金者も10万ドル超の非付保預金の圧縮を図ってきたこと、③モラルハザード防止のため可変預金保険料率や問題金融機関の早期処理に

¹ペイオフは「破綻金融機関の預金者に対する直接的な保険金の支払い」を指すが、ペイオフ解禁は破綻金融機関の処理がすべてペイオフによって行われることではなく、「破綻金融機関の資産内容によっては預金の全額保護が図られないこと（預金カットがありうる）」を意味している。ペイオフが解禁されると、1預金者・1金融機関あたり元本1千万円までとその利息等が保護され、保護されない部分は破綻した金融機関の財産の状況等に応じて支払われる。2002年4月に定期性預金を対象として実施されたペイオフ解禁の対象範囲が、2005年4月に普通預金等にまで拡大された。

加え、直接的な取引規制も導入していることは、重要なポイントである。

第4節では、わが国の預金保険制度の変遷について整理する。わが国の預金保険制度は、1971年に小口預金者を保護する制度（ペイオフ方式のみ）として発足した。その後、制度拡充が図られる下で、「一般預金者の保護を通ずる信用秩序の維持のための制度」（1985年6月金融制度調査会答申）が指向された。しかし、「銀行部門中心の間接金融優位」の金融構造の下で、金融機関の平均規模が大きく、また金融機関預金が保護の対象から除かれていること等もあって、米国のような信用秩序維持のための手段として位置付けるには無理があったことは否めない。破綻金融機関を円滑に処理するために1996年の金融三法により預金全額保護の時限措置が導入されたが、翌97年秋の大手金融機関の相次ぐ破綻をきっかけとした金融システムの動揺に対処するため、70兆円の公的資金枠を擁する包括的なセーフティネット（時限措置）が整備されることとなった。

こうした包括的なセーフティネットは、わが国の金融システムが安定性を取り戻すためには必要不可欠であったとみられるが、緊急避難的な時限措置にいつまでも安住することはできないため、ペイオフ解禁後の預金保険制度及び金融機関破綻処理の枠組みが再構築されることとなった。しかし、金融審議会の審議過程において、恒久的な預金保険制度を標榜しつつも目先の問題処理や郵便貯金（国による元利金保証）とのイコール・フットイングなどに配慮せざるを得なかったため、「小さな預金保険制度」という基本理念にそぐわない制度改革が行われることとなり（2000年5月預金保険法改正、2001年4月施行）、モラルハザードを抑制する仕組み（共同保険、可変預金保険料率等）は先送りされた。さらに、ペイオフ解禁を進めるプロセスで「決済用預金」（無利息、要求払い、決済サービスの提供という3条件を満たす預金）が恒久的に全額保護されることになったが、決済機能を保護するために平常時にこうした決済性預金（流動性預金）を全額保護している国はどこにもない点には、留意が必要である。

最後に、第5節では、現在の預金保険制度の課題について考察する。今後「活力重視型」の金融システムを展望するに際しては、預金保険制度もインセンティブ・コンパティブルな枠組みに改革すべきである。すなわち、過度な保護範囲の縮小（決済用預金全額保護の見直し、利息等を保護対象から外すなど）や可変預金保険料率（銀行の健全性の程度に応じて保険料率に格差を設定）の漸進的な導入というかたちで、預金保険にモラルハザードを抑制する仕組みを入れるのが望ましい。

第2節 預金保険制度の目的と機能

まず最初に、預金保険制度の目的と機能について簡単に整理しておこう。預金保険制度の目的としては、一般に、①預金に対する信認回復（確保）による「信用秩序の維持」（金融システムの安定化）、②社会的公正の見地からの「小口預金者の保護」、が挙げられる。両者の関係をどう考えればよいのであろうか。

第一の「信用秩序の維持」という目的は、私的な金融仲介機関である銀行が決済システムの中核を担っていることに基づいている。一般に、銀行は、次のような資産・負債面の特徴から、流動性不足や支払能力不足に陥りやすい。

- ① 銀行は元本保証のある預金で資金調達を行っているが、元本保証付きの金融商品は、資産内容（債務超過か否か）に関係なく先着順で額面による引出し・解約が行われるため、預金者が何らかの理由で銀行の支払能力に不安があると考える場合に、取付けに合いやすい。
- ② 銀行は、通常必要とされる支払準備しか手元に保有していない（部分準備銀行制度）ため、一たん取付けが発生すると、銀行はすべての支払に応ずることはできない。
- ③ 預金者、とくに小口預金者は、一般的に金融機関経営に関する情報収集・分析力が十分ではなく（情報の非対称性）、漠然とした信頼感に基づき預金をする傾向があるため、一つの銀行の破綻が他の健全な銀行への取付けに発展しやすい。

このため、銀行破綻によるシステムリスクを防止することを目的として、事前的な監督・規制のみならず、中央銀行による「最後の貸し手（LLR）」機能、預金保険制度といった事後的なセーフティネットが構築されている²。システムリスクとは、「決済システムに参加している金融機関が支払不能に陥ると、その金融機関から資金の受領を見込んでいた別の金融機関もまた決済不能となり、こうした過程が連鎖的に波及して決済システム全体が麻痺状態に陥る、つまり信用秩序が破綻するようリスク」を指している。システムリスクという言葉が使われるようになったのは1980年代に入ってからのものであるが、その意味は原理的には少しも新しいものではない。システムリスクは、私的な金融仲介機関である銀行が通貨および準通貨の供給機関として重要な担い手となっている現行の決済システムが内包する脆弱性（vulnerability）を象徴的に表わすものといえる。

このように、信用秩序維持のための預金保険制度の役割は、預金に対する信託を高めることにあるが、①金融機関相互間の競争促進（規制緩和）のための環境整備や、②大銀行と小銀行、また有力外国銀行と国内銀行といった競争条件の異なる金融機関相互間の均衡確保、という観点から論じられることもある。前者の場合は金融システムの効率化に資するが、後者の場合は非効率な金融機関の温存に繋がる懸念もある。

第二の社会的公正の見地からの「小口預金者の保護」を目的とした場合、保護範囲の狭い「小さな預金保険制度」になる。こうした預金保険制度も、結果として信用秩序の維持に資する面があるので、本稿では、主として第一の信用秩序の維持という側面に焦点を当てて検討する。どちらを主たる目的にするかによって、預金保険制度の規模やその他の信用秩序維持の枠組みが異なることになる。

そこで、次に預金保険制度が信用秩序維持の枠組みの中でどう位置付けられるかについて整理しておく。預金保険制度によってシステムリスクを回避しようとするれば預金の全額保護が不可欠となるが、預金を全額保護すれば、金融機関、預金者、監督当局等のモラルハザードの問題を招来する（混乱回避とモラルハザード回避のトレードオフ）。モラルハザードとは、預金保険制度（とりわけ全額保護の場合）が存在することによって、そ

² こうしたセーフティネットとは異なる方法で金融システムの安定化を図ろうとするアプローチとして、①100%準備銀行制度や②ナローバンク論といった考え方があり、①100%準備銀行制度は、部分準備銀行制度のもつ脆弱性を解消するため、銀行に預金と同額の支払準備保有を義務づける制度である。この制度の下では、銀行は、金融仲介活動を行うことができなくなる。また、②ナローバンク論は銀行業務を決済業務のみに限定するという考え方で、運用は国債等の信用リスクのない（小さい）資産に限定される。

うでない場合に比べ金融機関がよりリスクテイキングな行動に出る可能性が強まることである。すなわち、預金者は金融機関を監視し、規律付けを行うという意識が希薄化し、金融機関の健全度合いに拘わらず高金利の預金を選択する。こうした状況では、金融機関経営者のリスク意識は後退し、リスクの高い資産への投資に向かうことになる。一方、監督機関も事後的な対応措置に依存しがちとなり、金融機関監督機能がおろそかになりかねない。こうした関係者の行動が相互に作用し、問題金融機関の増加・延命とこれに伴う処理コストの増大、ひいては預金保険料や公的負担の増加に繋がる可能性がある。こうした問題を抑制するには、金融機関に対する厳格な規制・監督とそれに基づく問題金融機関の早期発見・早期処理が必要になる。換言すれば、市場からの退出ルールを明確化することである。こうした枠組みでは、破綻金融機関の預金の保護（払戻し保証）よりも、迅速な破綻処理機能が重要となる。

預金全額保護の下では、モラルハザードの問題が深刻化するため、問題金融機関の早期処理を完全に実施するためのモニタリング・コストはきわめて高くなると考えられる。近年、金融機関の監督に関して、規制対象先のインセンティブと整合的な方式という意味でのインセンティブ・コンパティブル・アプローチ³が提唱されているが、こうした考え方は預金保険制度のあり方についても参考となる。すなわち、預金保険制度を金融機関、預金者、監督当局等とのインセンティブと整合的（インセンティブ・コンパティブル）な枠組みに改革しモラルハザードを抑制する方が、コストが低く、合理的となる。金融自由化の世界では、問題金融機関の高金利の預金調達というかたちでモラルハザードを誘発しやすいため、こうしたインセンティブ・コンパティブルな枠組みが一層重要になる。そのための一つの方法は、預金保険の保護範囲の制限を強め、小口預金者も一部負担を求められることがあり得る仕組みとすることである（市場規律の活用）。保護範囲の縮小された預金保険制度がシステミックリスク防止のために果たす役割はより限定的なものとなり、「最後の貸し手」機能等の役割がより広範囲になる。第二に、可変預金保険料率（金融機関のリスク度に応じた保険料率設定）を採用すれば、金融機関の経営健全化へのインセンティブが高まり（効果的な監督・規制によるコーポレート・ガバナンスの強化）、一律保険料率のもつ健全な金融機関に対する不公平という問題も是正される。

このように、預金保険制度は、監督・規制や市場規律（ディスクロージャー）が有効に機能し、問題金融機関の早期処理が図られるとともに、システミックリスクが懸念されるような場合には中央銀行の「最後の貸し手」機能が適切に発揮されてこそはじめて有効に機能するものである。預金保険制度のみに過度に期待するのはバランスのとれた議論ではない。

³1996年7月に行われたシカゴ連銀主催のコンファレンスで、シカゴ連銀のマイケル・モスコー総裁は、銀行監督を①命令と管理（command and control）のアプローチと、②インセンティブ・コンパティブル・アプローチに類型化し、後者を長期的に考えればより望ましいアプローチとして提唱した。また、Garcia, G [1999] は、インセンティブ・コンパティブルな預金保険制度を提唱している。

第3節 海外の預金保険制度の概観

次に、海外の預金保険制度の動向をみると（補論参照）、米国以外の国で預金保険制度が設立されるようになったのは1960年代以降のことであるが、近年、同制度を導入する国が大幅に増加し、現在では85カ国余が預金保険制度ないしは同種の制度を持っている⁴。その詳細は定かではないので、ここでは1999年4月時点で設立されていた68カ国の預金保険制度について概観しておこう（Garcia, G [1999] 参照）。第一に、英国⁵のように小口預金の保護も一定割合にとどめる国が4分の1（16カ国）ある。第二に、米国で金融機関の経営健全化へのインセンティブを高めるために1993年に導入された可変預金保険料率を採用する国が、近年、欧州、アフリカを中心に急増し、すでに全体の3割（21カ国）を占めるに至っている。可変預金保険料率は、預金保険によるカバー率の高い国で採用される傾向がみられる。このように、金融構造の違い等を反映して方法は異なるが、インセンティブ・コンパティブルな預金保険制度の構築が世界の潮流となっている。決済機能を保護するために、平常時に流動性預金（決済性預金）を全額保護している国はどこにもない点には、留意が必要であろう。

こうした中で、わが国の預金保険制度改革のモデルとされている米国の連邦預金保険公社（FDIC）も、金融環境の変化に伴い変貌を遂げてきている。そこで、簡単に振り返ってみると、連邦ベースの預金保険制度であるFDICは、大恐慌後の金融再建のために、1933年銀行法（グラス・スティーガル法）に基づき、競争制限的規制（預金金利規制、銀行・証券業の分離等）と同時に導入された。FDICの設立により、米国固有の銀行制度や複雑な監督制度に大きな変更を加えることなく、地方の小規模銀行の保護と連邦規制対象先への取り込み（保護と監督・規制は表裏の関係）が図られたのである。FDICは、単なる預金保険機関に止まらず、金融機関の破綻処理に関する広範な権限（加入金融機関に対する検査権限⁶を含む）を有する連邦機関である点で、他国の制度に類をみない特異な存在である。すなわち、金融機関に対しては、一般事業会社に適用される連邦破産法ではなく、連邦預金保険法に基づき、FDICが中心となる破綻処理手続きが定められている。

FDICは、その後の発展過程で、付保限度額の引上げや破綻処理方法の拡充（P&A方式の導入等）などにより、実質的に預金の全額保護を図る枠組みを整備していった。

しかし、1980年代の規制緩和（金融自由化）に伴い、預金保険の役割が見直されるに至った。すなわち、FDICは、「規制が縮小すれば、銀行の破綻リスクが高まるため、預金保険制度の役割が一層重大となる」が、一方で、「論理的には、規制緩和と預金保険の保護範囲縮小は同時進行が当然」というジレンマへの解決を迫られることになった。金融自由

⁴ 永田俊一 [2005] 参照。

⁵ 英国の預金保険制度（1982年発足）の付保限度は預金の90%で、1預金者当たり18,000ポンドまたは2万ユーロのうちいずれか大きい方を上限としていた。その後、2001年12月に従来の預金、証券、保険などの金融商品の補償制度を統合した金融サービス補償機構が設立された際に、預金の保護限度は3万1,700ポンドに引き上げられ、このうち2,000ポンドまでは全額保護、2,000～3万3,000ポンドまでは90%保護される仕組みとなっている。

⁶ FDICは、連邦準備制度非加盟で、FDIC加入の州法銀行に対しては第一義的監督権限を有し、定期的な検査を実施するほか、支払不能状態に陥ったとみられるFDIC加入金融機関に対して、破綻処理を前提とした事前立入検査権限を有している。

化の進展過程で、保護の対象となる銀行や預金者が預金の実質的な全額保護を図ってきた枠組みを悪用するというモラルハザードの問題が顕現化、深刻化したためである（典型的には、問題銀行の高金利の大口預金調達による延命）。FDICは、こうしたジレンマに悩む中で、銀行の経営破綻の急増とそれに伴う保険基金収支の大幅悪化という事態に直面した後、1991年に預金の実質的な全額保護を図る枠組みが見直されるなど、インセンティブ・コンパティブルな制度へと変貌を遂げた。

こうしたFDICの制度改革の中から学ぶべきポイントは、次の三点に整理できよう。

- ① 破綻処理方式の採用基準について、平常時には最小コスト原則を採用（近年、付保預金P&A方式を最も活用）する一方、非常時対応として「システミックリスクを根拠とする例外」規定を設けていること。
- ② 預金保護範囲の実質的な縮小（大口預金の一部切り捨て措置の導入）に際して、預金者の負担をできる限り抑制する枠組み（予想清算配当の前払いや預金者優先原則等）を制度化するとともに、問題銀行の早期処理を導入したこと。一方、預金者に負担があり得る仕組みが導入されたことで、預金者も10万ドル超の非付保預金の圧縮に努めてきたこと（預金分散・投資分散、スウィープ勘定による決済預金残高の圧縮など）。
- ③ モラルハザード防止のため可変預金保険料率や問題銀行の早期処理のほか、直接的な取引規制（ブローカー預金の取入れ規制）も導入していること。

このように、理論的にも、また海外の預金保険制度の実態をみても、信用秩序の維持の手段として預金保険制度による預金の保護（払戻し保証）に過大な期待を抱くべきではないし、また規制緩和が進めば預金保険の役割もそれに即応したインセンティブ・コンパティブルな枠組みへと変容を迫られるとあってよい。

第4節 日本の預金保険制度の変遷

日本における預金保険制度の設立・発展

それでは、わが国の預金保険制度はどのように設立・発展してきたのであろうか。預金保険制度改革の検討に先立ち、これまでの経緯を簡単に整理していくこととする。

わが国に預金保険機構が設立されたのは1971〔昭和46〕年のことであり、それ以前は預金保険制度に対する否定的な見解が大勢を占めていた。こうした考え方は、預金保険制度と金融構造との関係を検討するうえで参考になると思われるので、簡単に触れておこう。

まず、1927〔昭和2〕年の銀行法制定時の議論をみると、弱小銀行の整理に重点がおかれ、預金保険制度はむしろ銀行の健全性維持のための努力を阻害するものとの否定的な見方が一般的であった。このような考え方から、世界に類をみない急速な銀行合同（最終的には馬場蔵相による「一県一行主義」）が推進されたのである。こうした銀行合同が進められたのは、ある程度の規模を持った銀行でなければ安全性も収益性もまた金融機能も十分に期し難いとの考え方が支配的であったことによるとみられる。当時、米国が小規模金融機関の存立基盤を維持することを一つの狙いとして預金保険制度を導入したのとは対照的である。

もう一つの相違は、米国では1933年に銀行・証券業の分離を定めたグラス・スティーガル法制定と同時に預金保険制度が創設されたのに対し、わが国では1948〔昭和23〕年の証券取引法第65条制定時に同制度が創設されていないことである。証券取引法第65条については、投資目的の証券保有が容認されていることも合わせ考えると、銀行がリスクの高い証券業務を営むことを禁止して預金者の保護を図ったというよりも、過度な「間接金融の優位」の是正を狙いとした「証券会社発展の制度的基盤の提供が第一義」との見方もある（太田〔2005〕参照）。当時、預金保険制度の設立という発想が生まれてこなかったのは、こうした金融構造が背景となっていたとも推測される。

しかし、1960年代（昭和40年代半）からいわゆる「金融効率化」が進められる中で、預金保険制度に対する考え方も変化し、1971年7月、「預金者保護と金融機関保護」の分離を図るために、預金保険機構が設立された。預金保険機構の機能はペイオフ方式のみで、保険金限度額（100万円）は、個人預金については預金者数の97%、預金額の81%がカバーされるとの試算に基づき定められた。その後、預金保険機構は、保険料率引上げや保険金支払限度額の引上げのかたちで拡充された（表1参照）が、「およそ20年間は日本の金融システムにとって単なるお飾りに過ぎなかった⁷」のは、ペイオフ方式がわが国の金融構造には馴染まなかったからであろう。

預金保険機構にとって一つの転機となるのは、1986年に保険金限度額の引上げ（限度額1千万円、個人預金の9割保護が目安）と合わせ、資金援助方式（破綻金融機関と合併等を行う金融機関に対する資金援助）が創設されたことである。こうして預金保険制度は、「大衆預金者あるいは少額貯蓄者の保護」という従来の制度から、「一般預金者の保護を通じる信用秩序を維持するための制度」（1985年6月金融制度調査会答申「金融自由化の進展とその環境整備」）へと変貌を遂げることとなった。ただし、金融機関預金は引き続き対象外とされた。その後、バブルの崩壊に伴い不良債権を抱えた金融機関の破綻処理に際して、1992年以降、資金援助方式（ペイオフコストの範囲内）が発動されるようになった。

⁷ 堀内〔1999〕参照。

表1 預金保険制度の機能拡充

	法律等	ペイオフ	ペイオフ以外の機能	資本支援	備考
1971年7月	預金保険機構設立	保険金限度額 100万円			小口預金者保護
1974年6月		〃 300万円			
1982年4月		保険料率引上げ			
1986年7月	預金保険機構の業務拡充	保険金限度額 1,000万円 保険料率引上げ	資金援助方式（ペイオフコストの範囲内）		一般預金者保護 労金が加入 預金全額保護
1996年6月	金融三法	預金全額保護（2001年3月未までペイオフ凍結）	特別資金援助（ペイオフコストを上回る援助が可能、特別保険料の徴収）		
1997年11月		保険料率（一般）引上げ 預金等全額保護			
1998年2月	金融システム安定化二法		特例業務勘定（公的資金枠 17兆円）	金融危機管理勘定（公的資金枠 13兆円）→ 98年10月廃止	貸し渋り対策
10月	金融再生関連法 金融機能早期健全化法		金融再生勘定（公的資金枠 18兆円） 金融整理管財人 ブリッジバンク、特別公的管理	金融機能早期健全化勘定（公的資金枠 25兆円）	借り手保護
2000年5月	預金保険法改正	ペイオフ解禁1年延期	日本版P&A 資金援助、特別危機管理（危機対応）	資本増額（危機対応）	新たなセーフ ティネット
2001年4月		利息等を保護の対象に			
2002年4月		ペイオフ一部解禁 （決済性預金を除く）			
12月	預金保険法改正	ペイオフ解禁2年延期			
2003年4月		決済用預金全額保護			
2004年6月	金融機能強化法	ペイオフ全面解禁 （決済用預金を除く）		弾力的な資本注入	
2005年4月					

包括的なセーフティネットの整備

その後、金融システムの安定化を図る過程でセーフティネットが順次拡充され、2001年3月までの時限措置として、①預金等の全額保護の枠組み、②公的資本投入の枠組み、③ブリッジ・バンクや特別公的管理（銀行の一時国有化）などの包括的なセーフティネットが整備されることになる。これまでの経緯を簡単に振り返っておこう。

まず、1996年6月に預金保険制度の強化、破綻金融機関の処理の迅速化、問題金融機関の経営の早期是正を図っていくために必要な措置などを織り込んだ金融三法が成立し、5年間に金融システムの健全化を図ることとされ、2001年3月までの特例措置として、預金を全額保護する枠組みが整備された（図1参照）。預金全額保護の特例措置は、①金融機関のディスクロージャーが必ずしも十分でないこと、②信用不安を醸成しやすい金融環境にあることから、金融機関の破綻処理の負担を預金者に直接求めるのは困難という認識の下に採用されたものである（非常時体制）。こうして、破綻金融機関の受け皿金融機関や破綻信用組合のための整理回収銀行に対しペイオフコストを上回る特別資金援助が可能となった。このための財源として、特別保険料が徴収されるとともに、信用組合の破綻処理にのみ公的資金投入の道が開かれた。

また、1997年11月の相次ぐ大手金融機関の破綻により、金融システム不安が発生したため、金融機関の預金等の全額を保護するとともに、インターバンク取引等の安全を確保することとされた（2001年3月までは、特別資金援助の制度を使って破綻金融機関等の債権は合併先に引き継がれるため、預金保険対象外の金融債等も全額保護が可能とされた）。

1998年2月の金融システム安定化二法の成立により、金融システム動揺に備えるための財源（公的資金枠30兆円）と枠組みが整備された。

- ① 預金の全額保護の徹底（特例業務勘定——公的資金枠17兆円、うち交付国債7兆円・政府保証10兆円）が図られ、信用組合以外の預金取扱金融機関の経営破綻にまで公的資金投入の対象が拡大された（整理回収銀行について、信用組合以外の一般金融機関の受け皿銀行としての機能が果たせるよう機能を拡充）。
- ② 貸し渋り（クレジット・クランチ）を解消し、金融システムの安定化を図るため、健全な金融機関の自己資本充実（金融危機管理勘定——公的資金枠13兆円、うち交付国債3兆円・政府保証10兆円）を図る枠組みが整備された（1998年3月末に大手銀行に対し1.8兆円の公的資本が注入された）。

1998年8月には、金融再生トータルプラン関連法案が国会に提出され、破綻金融機関の健全な借り手保護にも配慮したブリッジ・バンク構想（ニューマネーを供給する機能を有した受け皿を設立しうる制度、13兆円の公的資金枠を活用）が検討され、この考え方は金融再生関連法で具体化された。

その後、1998年10月には、金融再生関連法と金融機能早期健全化法が成立し、①金融機関が破綻した場合の預金者保護の徹底と借り手企業への悪影響防止を図るための制度整備（金融再生勘定——金融整理管財人、公的ブリッジ・バンク、特別公的管理等18兆円の政府保証枠）及び健全金融機関に対する公的資金注入を含む金融機能早期健全化スキームの導入（金融機能早期健全化勘定——資本増強等25兆円の政府保証枠）などが

整備された（1999年3月末に大手銀行に7.4兆円の公的資本が注入された）。これにより、金融システム安定化のための財源（公的資金枠）も、従来の30兆円から60兆円へと大幅な拡充が図られた（旧金融危機管理業務に係る13兆円は廃止）。

金融システム安定化と預金者保護のための公的資金枠は、翌2000年度予算で10兆円増枠され、総枠70兆円となった。預金者保護の徹底のために6兆円（特例業務勘定の交付国債）追加されるほか、ペイオフコスト内の破綻処理（一般勘定）のための借入に新たに4兆円の政府保証枠が設定された。

こうした包括的なセーフティネットは、わが国の金融システムが安定性を取り戻すためには必要不可欠であったとみられるが、緊急避難的な時限措置にいつまでも安住することになると、金融機関・預金者等のモラルハザードの顕現化・深刻化、ひいては公的資金投入等の社会的・経済的コストの上昇に繋がりがかねない。

そこで、ペイオフ解禁後の預金保険制度及び金融機関破綻処理の枠組みが再構築されることとなった。しかし、ペイオフ解禁延期の議論が高まる中で、金融審議会答申（1999年12月）がまとめられたため、恒久的な預金保険制度を標榜しつつも目先の問題処理や郵便貯金（国による元利金保証）とのイコール・フットイングなどに配慮せざるを得ず、長期的な展望を欠く制度設計が行われることとなった（2000年5月預金保険法改正、2001年4月施行）。すなわち、答申で掲げられた「小さな預金保険制度」の理念と矛盾する過大な保護範囲（利息等も保護対象に追加）となっており、モラルハザードを抑制する仕組み（共同保険、可変預金保険料率等）は先送りされた（太田 [2000] 参照）。それにもかかわらず、答申公表後に、2001年4月に予定されていたペイオフ解禁は1年延期、決済性預金（当座・普通・別段預金）は2003年3月末まで全額保護されることとなった。

さらに、決済機能の安定確保のために、金融審議会答申（2002年9月）を受けて「決済用預金」が制度化され、恒久的に全額保護されるとともに、ペイオフ解禁拡大（全面解禁）が2005年4月まで2年間再延期されることになった（2002年12月預金保険法改正）。「決済用預金⁸」の全額保護については、様々な制約がある中でペイオフ解禁拡大を実行するための便法といえるが、決済機能を保護するために平常時に決済性預金（流動性預金）を全額保護することは、世界に例をみない異例の措置である。破綻処理に際して必要な名寄せデータ整備⁹も不十分（国民番号制度がない状況下では止むを得ない面も）で、米国型の「金-月処理¹⁰」のような迅速な破綻処理が現実性を欠くのであれば、ペイオフ解禁自体が形式的なものと言わざるを得ない。

⁸ 無利息、要求払い、決済サービスの提供という3条件を満たす預金。但し、2003～2004年度は当座・普通・別段預金は決済用預金とみなす。

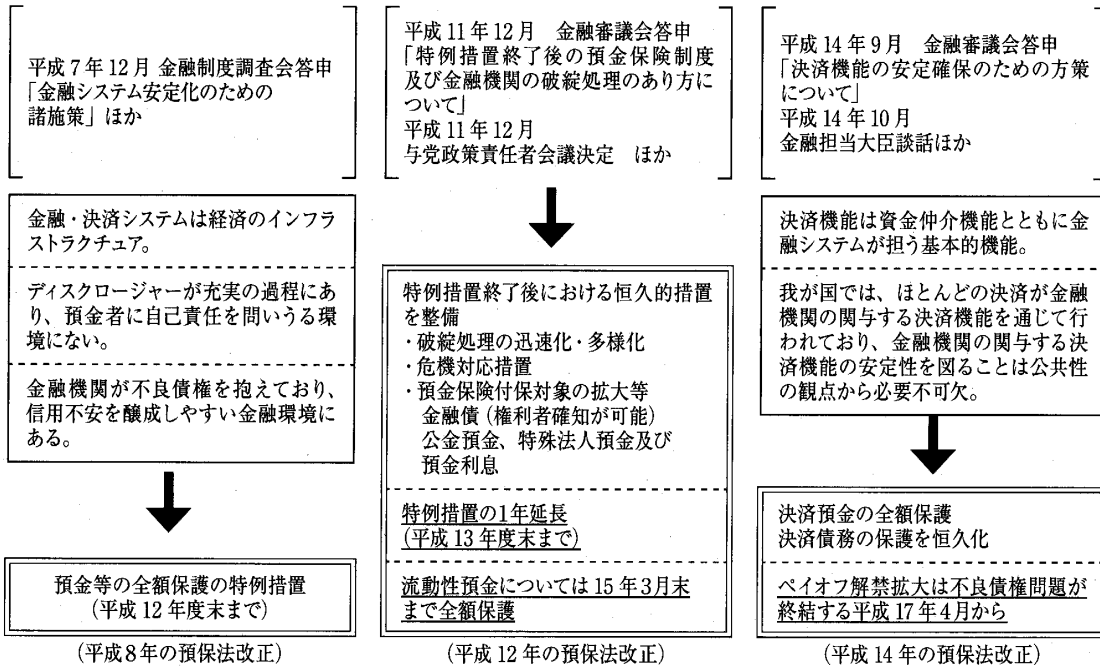
⁹ 金融機関における同一人名義の複数の預金の合算。地方銀行のうち、名寄せを完了した銀行は5割にとどまるとされる（2005年3月、日本経済新聞社調査）。

¹⁰ 金融機関の破綻はできるだけ金曜日に公表し、週末に預金等を新銀行に承継させることなどにより、翌週の月曜日には預金者が自分の預金を払い戻すなどが可能となる処理方式。

図1 預金保護範囲の変遷

		昭和 46年 7月	49年 6月	61年 7月	平成 8年 6月	13年 4月	14年 4月	15年 4月	17年 4月
流動性預金	当座預金				全額保護 ^{※2}	全額保護 ^{※2} (特定預金)	全額保護 ^{※2} (特定預金)	全額保護 ^{※2} (特定預金)	全額保護 ^{※2} (特定預金)
	普通預金 別段預金		元本 100万円	元本 300万円	元本 1000万円	全額保護 ^{※2}	全額保護 ^{※2} (特定預金)	無利息等3要件を満たすもの ^{※1} 全額保護 ^{※2} (特定預金)	無利息等3要件を満たすもの ^{※1} 全額保護 ^{※2} (特定預金)
	定期預金 定期積金 等					全額保護 ^{※2}	全額保護 ^{※2} (特定預金)	利息のつくもの等 全額保護 ^{※2} (共済用預金のみならず)	利息のつくもの等 全額保護 ^{※2} (共済用預金のみならず)
仕掛かり中の 決済に係る債務 ^{※3}							全額保護 ^{※2} (特定決済債務)	全額保護 ^{※2} (特定決済債務)	全額保護 ^{※2} (特定決済債務)
							合算して 元本 1000万円までと その利息等		

- ※1 決済用預金の3要件とは、無利息、要求払い、決済サービスを提供可。当座預金、無利息の普通預金等が該当。
- ※2 平成12年の預保法改正等で預金保険付保対象の拡大が図られている。(施行13年4月)。
預金利息等のほか債権者を確知できる金融債、公金預金、特殊法人預金を付保対象化。
- ※3 振込み・手形交換等に関し、仕掛かり中の決済(破綻時点で決済が未結了)の債務。



(出所) 預金保険機構

第5節 現在の預金保険制度の課題

既述のように、2002年秋には決済用預金の恒久的な全額保護、ペイオフ解禁の再延期措置がなされる中で、不良債権問題の処理が進められた。その結果、不良債権問題の処理が進捗し、わが国の金融システムは安定を取り戻しつつあるとの認識の下に、2005年4月にはペイオフ解禁拡大が実施され、「活力重視型」の金融システムが展望されるに至っている。

そこで、これまでの検討をもとに、「活力重視型」の金融システムと整合的な預金保険の枠組みについて考えてみよう。わが国の金融構造面の特徴（銀行中心の間接金融の優位）や、米国のような金融機関専用の破綻処理手続きの未整備等の制約などを勘案すれば、預金者保護の範囲については市場規律の活用と金融機関破綻に伴う混乱回避のバランスに配慮する（大口預金についても一定割合の保護を明示）とともに、モラルハザードを防止するため金融機関の経営健全化へのインセンティブを強化する方法（可変預金保険料率の採用）を重視していくのが望ましい。こうした考え方に基づく具体的な預金保険制度改革の方向は、次のとおりである。

第一は、預金保険制度を信用秩序維持の枠組みの中でどう位置付けるかである。金融機関の破綻処理を預金保険の枠組みを利用して行おうとすれば、ペイオフ以外の破綻処理方法とのバランスにも配慮した、国民が理解しやすいシンプルな形で預金を保護する（必ずしも全額ではない）というスキームを提示する必要がある。現在の「決済用預金」の全額保護を見直し、次のように一本化するのが望ましい。すなわち、実際の付保範囲については、現状の「1人当たり元本1千万円までの全額保護」に加え、「これを上回る部分の一定割合¹¹（例えば8～9割）を一律に保護する（大口預金の共同保険）」といった折衷案が検討に値しよう¹²。預金者に一部責任を求めるに際して米国で整備されてきた対応を勘案すれば、わが国の場合、大口預金（1千万円を超える部分）について予め一定割合の保護を明示することによって米国並みの預金者保護が図られるといえよう。このように予め保護する割合を明示すれば、問題金融機関の早期処理の目標・基準（市場からの退出ルール）が設定されることにもなる（透明性の向上）。

1千万円超の大口預金まで部分的に付保することになると、ペイオフコストや保険料が増大する懸念もあるが、これは、破綻時期、すなわち早期是正措置の発動のタイミングとも絡む問題である。理論的に考えれば、預金の全額保護ができないのは債務超過を容認または看過されるためであり、債務超過に陥る前に破綻宣告すれば、預金保険のロスなしで預金の全額保護も可能である。実際の清算配当率が大口預金の保護率を上回れば、保険料負担の増加には繋がらない。また、大口預金の分散化によって付保対象預金の割合が高まることを勘案すれば、1千万円超の大口預金の一部保護が預金保険のコスト増加に繋がる影響は割り引いて考えてもよいであろう。定率保護であれば、モラルハザードも大きな問題とはならず、一方金融機関の破綻処理に伴う混乱を小さくするのに役立つと考えられる。

第二に、保護すべき金融商品が過不足なく預金保険の対象となっているかどうかという

¹¹ 清算配当がこの比率を上回れば、追加配当を支払う。

¹² 企業の決済性預金を全額保護すべきとの主張もみられるが、決済性預金と貯蓄性預金を明確に区別することは難しく、また個人でも一時的に多額の預金をもつことはあるので、預金保険対象金融資産については一律に保護する方が望ましいと考えられる。

問題である。第一の預金保険の位置付け（目的）に照らして考えると、対象金融商品は、(a) 元本保証付きで、(b) 小口預金者の主要な貯蓄対象となっており、(c) 決済システムを担う預金取扱金融機関と同程度の監督・規制に服している金融機関の提供する金融商品、という三つの基準で判断するのが適当である。モラルハザード防止の観点から、預金保険による保護と監督・規制はセットで導入する必要があるため、決済システムを担う預金取扱金融機関と同程度の監督・規制に服している金融機関という統一基準の採用が望ましい¹³。こうした基準をもとにすれば、金融債を保護の範囲に加えることの是非、また預金保険対象金融商品と郵便貯金とのイコール・フットイングの確保等については、次のように整理できよう（表2参照）。

- ・金融債（2000年5月預金保険法改正により、付保対象に追加）は、(a) 元本保証の点で問題がある（中途換金により元本割れとなる可能性がある）が、(c) の基準を満たしており、また個人の保護預かり分に限定すれば、(b) の基準にも適うので、保護対象の要件を一応満たしていると考えられる。なお、金融債が準備預金の対象となっていることも、預金保険の対象とする一つの根拠となるといえよう¹⁴。
- ・郵便貯金は(a) (b) の基準を満たす預金保険対象類似商品であり、預金保険対象商品とのイコール・フットイングを図るべきである。郵政民営化法案の成立（2005年10月）により、郵便貯金は預金保険対象となり、両者のイコール・フットイングが実現することになった。
- ・外貨預金は(a) の基準に問題があり、また金融機関預金は(b) の基準を満たさないため、引き続き保護の対象外とすべきであろう。

表2 預金保険対象基準の考え方

	預金保険対象資産	元本保証 (a)	小口預金者の貯蓄対象 (b)	監督・規制 (c)	マネーサプライ (M ₂ +CD)	準備預金対象資産
預金(下記を除く)	○	○	○	○	○	○
外貨預金			△	○	○	
金融機関預金		○		○		○
譲渡性預金(CD)		○		○	○	○
郵便貯金	国の保証	○	○			
金銭・貸付信託	○	○	○	○		○
投資信託	*		△			
金融債		△	△	○		○
国債	*	△	△			
社債	*	△	△			
株式	*		△			
保険	**	○	○			

* 投資者保護基金（元本の保護ではなく、本来投資家に所属すべき証券等を保管している仲介機関の破綻リスクから保護する制度）

** 保険契約者保護機構（保険金支払などのために積み立てる責任準備金を保護する制度）

¹³ 信用組合に対する検査は、2000年度以降、都道府県から政府に移管された。預金保険対象金融機関については統一的な基準で監督・検査を受けるのが望ましい。なお、監督・規制の程度が異なる金融機関は別のスキームで保護するのが適当である。

¹⁴ 準備預金制度は、元来は、銀行の流動性不足によって生じる支払停止・倒産を防ぎ、預金者を保護する目的で創設されたものである。預金者保護という観点からは預金保険制度の方がはるかに有効である（館・浜田[1972]）。

第三に、預金保険制度が存在することに伴うモラルハザードを防止する枠組みの整備である。上記のような1千万円までの預金が全額保護される枠組みの下では、問題金融機関（債務超過先等）の提供する高金利預金に預金者が群がる等のかたちでモラルハザードの問題が深刻化する可能性がある。このため、利息等は保護の対象外とするとともに、可変預金保険料率を漸進的に導入するのが望ましい。預金保険機構の預金保険料率研究会では、中間報告（2004年6月公表）において「預金保険制度に可変保険料的要素を導入していくことが望ましいとの意見が多かった」としつつも、具体的な導入時期については触れられなかった。保険料率算定方法等様々な問題はあるが、保険料に格差をつけることは金融機関経営を規律付けるのに役立つと思われる。「活力重視型」の金融システムを展望するのであれば、準備期間または経過措置を設けた上で可変預金保険料率導入する方向を明確化すべきであろう。なお、利息等保護は、郵便貯金とのイコール・フットイングの関係で出てきた面があり、郵政民営化が実現し郵便貯金が預金保険の対象になれば、利息等保護の根拠は薄れることになる。とりわけ、名寄せが必ずしも十分に実施できていない状況で、利息等まで保護することにより、モラルハザードの問題が深刻化することも懸念される。

モラルハザードは、コスト（責任）とベネフィットの間にミスマッチが生じていることに伴う経済主体の合理的な行動と捉えることが必要である。問題金融機関が市場金利を大幅に上回る高金利の預金やインターバンク市場での調達により延命を図るという問題も、リスク負担を免除された預金者や資金の出し手にモラルを要求することだけでは解決されず、預金・インターバンク市場への監視機能強化や不適切な取引の是正、さらに状況によっては取入れ規制等で対処していくことも必要となろう。

第四は、預金保険機構の保険基金の規模をどうするかである。近年、金融機関の破綻処理が相次いだことから預金保険機構の収支が悪化し、多額の欠損状態にある（2004年度末、約3兆円の欠損見込み）。保険金ファイナンスの方法に関しては、保険料率をどの水準に設定するのが適当か、保険損失はどのように調達されるべきかといった問題を検討する必要がある。金融機関の破綻が増加する時期に悪化した保険収支は、平常時には改善させることによって、中期的に収支のバランスをとることも検討すべきであろう。その際、可変預金保険料の導入の検討が避けられないと思われる。

以上みてきたように、「活力重視型」の金融システムと統合的な預金保険制度及び金融機関破綻処理方法についての考え方を改めて整理すれば、金融機関破綻に伴う混乱回避に配慮しつつ、モラルハザードを防止するようなインセンティブ・コンパティブルな枠組みを構築し、最小コスト原則に従い破綻処理方式を選択するルールを確立するとともに、システミックリスクの懸念がある場合にはコスト基準にかかわらず最適な方式を選択できるよう規定するということになる。

（補論） 海外の預金保険制度の動向

（1） 海外の預金保険制度を巡る近年の動向

米国以外の国で預金保険制度が設立されるようになったのは1960年代以降のことであ

るが、近年、同制度を導入する国が大幅に増加し、現在では 85 カ国余が預金保険制度ないしは同種の制度を持っている¹⁵。このように、預金保険制度が世界的に普及したのは、金融の自由化・グローバル化の進展、金融危機の多発、EU（欧州連合）拡大（1994 年 EU が預金保険制度の統一基準を明示）といった要因によるものとされる。

世界の預金保険制度の最新事情は定かではないので、ここでは 1999 年 4 月時点で設立されていた 68 カ国の預金保険制度について概観しておこう（Garcia, G [1999] 参照）。このうち 75% に当たる 51 カ国の制度は、各地域で銀行危機が表面化した 1980 年代以降に設立されたものである（預金保険制度設立国 1970 年末 17 カ国 → 95 年 47 カ国 → 99 年 68 カ国）。各国の預金保険制度は、金融構造の違い等を反映し、信用秩序維持の枠組みにおける位置付けや役割に違いがみられる。すなわち、多くの国の預金保険制度が小口預金者保護を目的とした小さな制度であるのに対し、米国の預金保険制度は信用秩序維持面により広範な役割を担っている。もっとも、預金保険制度の役割が小さい国では、金融機関の経営破綻によりシステミックリスクが懸念される場合には、中央銀行を含む監督当局がより幅広く介入している¹⁶。

各国の預金保険制度を巡る近年の特徴は、預金保険制度のもつモラルハザードの防止を狙いとしたインセンティブ・コンパティブルな制度を指向する国が増加していることである。具体的には、預金保護の範囲に上限金額を設定するのみならず、①預金の保護を一定割合に止め小口預金者にも一部負担を求める共同保険（coinsurance）を採用する方法（英国型）と、②金融機関のリスク度に応じた可変預金保険料率の採用によって金融機関の経営健全化へのインセンティブに働きかける方法（米国型）とに類型化される。可変預金保険料率は、預金保険のカバーする範囲が広い国で採用される傾向がみられるほか、共同保険との併用は 2 か国（ポルトガル等）のみに止まっている。各国の預金保険制度を巡る近年の動向を整理すれば、次のとおりである（表 3 参照）。

- ① 金融危機の中にある等の事情から、あらゆる種類の預金のみならず他の債務を含め、全額保護が図られている国は、預金保険制度のない 4 か国（インドネシア、マレーシア、タイ、クウェート）を含め 10 か国（左記のほか日本、韓国、メキシコ、コロンビア、エクアドル、トルコ）に上る¹⁷。これらの国の多くが、金融危機を脱した段階で付保限度付きの保護に復帰することを計画している。1990 年代初の金融危機の時期に全額保護を採用していたスウェーデン、フィンランドも、既に保護範囲を縮小させている。
- ② 付保限度額の 1 人当たり GDP に対する比率は、平均 3 倍となっている。全体としては、1 人当たり GDP が低い（高い）国ほどこの比率が高い（低い）傾向がみられるが、米国は 3.2 倍と平均を上回っている（日本 2.5 倍）。大陸別に同比率をみると、

¹⁵ 永田俊一 [2005] 参照。

¹⁶ 例えば、1970 年代の英国の secondary banking crisis（当時、預金保険制度なし）においては、英蘭銀行が金融機関救済を含め事態収拾に主導的な役割を果たした（太田 [1984] 参照）。また、1990 年代初の北欧諸国の金融危機においては、政府が公的資金の投入による金融機関救済によって事態の収拾を図った（翁 [1998] 参照）。

¹⁷ このほか、チリでは、決済システム保護のため、要求払預金を全額保護しているが、中央銀行は、銀行の資本準備金の 2.5 倍を上回る要求払預金に対して、中央銀行または政府の発行する短期証券保有による 100% の限界準備を賦課している。

- アフリカ 6.2 倍、アジア 4.0 倍、中東 3.4 倍、アメリカ 3.2 倍、欧州 1.6 倍の順となっている。また、共同保険を採用する国は 16 か国（英国、ドイツを含む）に上る。
- ③ モラルハザードを抑制し、加入金融機関の保険料負担の不公平を解消するため、1993 年に米国で導入された可変預金保険料率を採用する国が、欧州（イタリア<ただし、事後的>、スウェーデン等 9 カ国）、アフリカ（6 カ国）を中心に急増し、全体の 3 割を占めるに至っている（1995 年 4 カ国 → 1999 年 21 カ国）。
- ④ インターバンク預金を保護の対象外とする国が増加し、全体の 3 分の 2 に達している（同、21 カ国 → 45 カ国）ほか、近年の通貨危機の影響もあり外貨預金を除外する国も全体の 4 割を占めるまでに増加している（同、11 カ国 → 27 カ国）。
- ⑤ 健全な金融機関が制度を離脱するという「逆選択」を回避するため、強制加入とする国が増加し、8 割を占めるに至っている（同、26 カ国 → 55 カ国）。なお、任意加入の国では、可変預金保険料率の採用によりこの問題に対応している。
- ⑥ 保険金支払いのための基金を備える国が増加し、8 割強を占めている（同、34 カ国 → 58 カ国）。資金負担については、多くの国が加入金融機関の保険料に依存する一方で、追加基金が必要な場合に備え、政府等からの借入れの途を開く国（53 カ国）が 4 分の 3 を超えている。

表 3 大陸別の預金保険制度の特徴（1999 年 4 月現在）

	預金保険 設立国	強制保険	基金設置	保護範囲				可変預金 保険料率
				家計預金 のみ	インターバンク 預金除外	外貨預金 除外	共同保険	
アフリカ	10	4	10	0	2	9	0	6
アジア	9	5	9	1	5	5	0	2
欧州	32	30	24	12	29	9	12	9
中東	3	3	2	0	2	1	1	0
アメリカ	14	13	13	3	7	3	3	4
計	68	55	58	16	45	27	16	21
(シェア%)	(100)	(81)	(85)	(24)	(66)	(40)	(24)	(31)
1995 年	47	26	34	6	21	11	n.a.	4
(シェア%)	(100)	(55)	(72)	(13)	(45)	(23)		(9)

(出所) Garcia, G [1999] より作成

(2) 米国の預金保険制度と金融機関破綻処理

連邦預金保険制度の成立と発展

こうした中で、米国の連邦預金保険公社（FDIC）は、単なる預金保険機関に止まらず、金融機関の破綻処理に関する広範な権限（加入金融機関に対する検査権限¹⁸を含む）を有

¹⁸ FDIC は、連邦準備制度非加盟で、FDIC 加入の州法銀行に対しては第一義的監督権限を有し、定期的な検査を実施するほか、支払不能状態に陥ったとみられる FDIC 加入金融機関に対して、破綻処理を前提とした事前立入検査権限を有している。

する連邦機関である点で、他国の制度に類をみない特異な存在である。すなわち、金融機関に対しては、一般事業会社に適用される連邦破産法ではなく、連邦預金保険法に基づき、FDICが中心となる破綻処理手続きが定められている。このように、FDICが破綻金融機関の処理と金融システムの安定性維持に重要な役割を果たしてきた背景には、次のような米国特有の事情が指摘されている¹⁹。

すなわち、米国では、1929年から始まった大恐慌時において銀行破綻が相次ぎ、金融秩序が破壊されたことに基づき、1933年に銀行・証券業の分離を定めたグラス・スティーガル法の制定と同時に、預金者保護を目的としてFDICが創設された。FDICは、次のように、既存の金融制度に何ら大きな変更を加えることなく、銀行構造の安定化を図ることを目的として設立されたものとされている（Golembe, G. H. & Holland, D. S.[1983] 参照）。

- ① 二重銀行制度（dual banking、連邦免許と州法免許の銀行が併存し、連邦準備制度非加盟の州法銀行の存在）との関係を見ると、1863年の全国通貨法（1864年に国法銀行法に改正）により国法銀行制度が創設されたが、一般に国法銀行に対する規制（連邦通過監督官）は州法銀行に対する規制（州銀行局）よりも厳しく、このためその後も商業銀行の大半は連邦規制の及ばない州法銀行によって占められてきた。1933年のFDICの設立は、より多くの銀行を連邦規制の下に置くことに大きな狙いがあった。
- ② 単一銀行制度（unit banking、支店の原則禁止）の下で、営業エリアの限定された小規模金融機関が多く、リスク分散機能が働かず特定地域の経済的困難や役員の不正行為等が銀行破綻に繋がり易い状況にあるだけに、信用秩序維持面でのチェック機能強化の必要性が高かった。

FDICは、その後の制度成熟の過程で、付保限度額の引上げや破綻処理方法の拡充などにより預金の全額保護を図る枠組みを整備してきたが、1980年代の急速な金融自由化の進展過程における金融機関の破綻急増やその背後にみられるモラルハザードの顕現化・深刻化が契機となり、また1984年の大手銀行（コンチネンタル・イリノイ）救済に対する批判の高まりもあって、1991年FDIC改善法の成立により、インセンティブ・コンパティブルな制度へと変貌を遂げることになる²⁰。この間の預金保険制度改革論議を振り返ってみると（表4参照）、金融自由化後の預金保険のあり方を検討した1983年のFDIC報告書「環境変貌下の預金保険」では、「規制が縮小すれば金融機関の破綻リスクが高まるため、預金保険制度の役割が一層重大となる」が、一方で、「論理的には、規制緩和と預金保険の保護範囲の縮小は同時進行が当然」というジレンマを解決すべく、市場規律の活用への漸進的な改革が提案されていた²¹。現実には、その後、金融機関の経営破綻の急増とそれに伴う保険基金収支の大幅悪化という事態を経て、1991年の財務省「金融制度改革提案」ではかなりドラスティックな改革が提唱され、可変預金保険料率や早期是正措置（問題金融機関の早期処理を含む）がFDIC改善法によって具体化されたが、預金保険の保護範囲の縮小（名寄せの強化）といった提案は同法には織り込まれなかった。

¹⁹ 太田 [1985] 等を参照。

²⁰ FDIC改善法の概要については、日本銀行信用機構局 [1992] を参照。

²¹ FDIC [1983]、太田 [1985a] を参照。

表4 預金保険制度改革を巡る論点の比較

	FDIC「環境変親下の預金保険」 (1983年4月)	財務省「金融制度改革提案」 (1991年2月)	FDIC改善法 (1991年12月)
預金保険の保護範囲	<p>○預金保険の保護範囲の実質的な縮小 ・ペイオフとP&Aの中間的な破綻処理方法の導入 ・預金者優先原則の導入</p>	<p>○預金保険の保護範囲の縮小(名寄せの強化) ・従来は異なる権利ないし資格ごとに保護された各種口座を合算のうえ10万ドルの付保枠を適用 ○最も低コストの処理方式の採用 (保険対象外預金の保護を制限)</p>	<p>○最も低コストの処理方式の採用 (保険対象外預金の保護を制限)</p>
可変預金保険料率	<p>○可変預金保険料率の限定的な導入 ・自己資本比率、信用リスク、金利リスクをもとにリスク度を3段階に分類し、保険料割戻し率に格差を設定</p>	<p>○可変預金保険料率の導入 ・リスク度はリスク・アセット・レイシオにより判断 ・将来的には民間保険会社による再保険を導入し、保険料の設定に市場原理を導入</p>	<p>○可変預金保険料率の導入 ・自己資本充実度及び総合的な経営内容の健全性に応じて9つのグループに分類し、各グループに異なる保険料率を設定</p>
預金者以外の債権者による監視機能	<p>○劣後債権者による銀行監視機能の強化は検討に値するが、時期尚早</p>		
監督・規制	<p>○プロカーによる預金仲介業務に関する規制</p>	<p>○早期是正措置の導入 ・金融機関の自己資本の充実促進 ・問題金融機関への早期介入</p>	<p>○早期是正措置の導入 ・金融機関の自己資本の充実促進 ・問題金融機関への早期介入 (問題金融機関を債務超過に陥る前に閉鎖することが可能) ○プロカー預金の取入れ規制の強化 ・FDICによる事前承認制</p>
預金保険基金	<p>○財務省からの借入れ枠の弾力化</p>	<p>○連邦資金調達銀行からの借入れ枠供与 大、連銀からの借入れ枠拡大</p>	<p>○財務省、連邦資金調達銀行からの借入れ枠拡大</p>

破綻処理方法の主役は資産・負債承継——ペイオフは最後の手段

次に、こうしたプロセスを経て、FDICの破綻処理方法（表5参照）がどのような変遷を辿ったかを簡潔に整理しておこう²²。

FDICの破綻処理方法は、閉鎖型処理が原則で、これまでの破綻処理件数（1934～97年）をみると、資産・負債承継方式（P&A）が7割と大宗を占めており、付保預金移転は1割弱、ペイオフは2割に過ぎない。時代ごとに区分してみると、1979年まではペイオフが過半（55%）を占めていたが、預金金利自由化の始まる1980年から91年まではP&A（全預金保護）が4分の3を占め、その後FDIC改善法が施行された1992年から97年の間は付保預金P&Aが5割近く（47%）と最も活用されている（1994～97年は、ペイオフ、付保預金移転は実施されていない）。また非閉鎖型の資金援助（オープンバンク・アシスタンス）は、1970年代に入って採用され始めたが、1993年以降は適用されていない。

P&Aが主体となるのは、①金融サービスが継続されるため、地域経済や金融システムの安定性を損なうおそれがペイオフより小さいこと、②ペイオフよりコストが安く済むこと、によるものとされる。ペイオフの実施は、10万ドル以上の預金者がほとんどいないような小規模金融機関に限定されており、1960年半ば以降1992年頃までは、事実上、預金の全額保護が図られてきた。とりわけ、海外で預金取引を行っている銀行に対してペイオフが適用されたことはなかった。

FDICの閉鎖型破綻処理方式の選択についてやや敷延すると、まずP&Aの可能性を検討するのが通例である。これが不可能な場合、付保預金の移転やペイオフが実施される。ブリッジ・バンクの適用対象は、大規模銀行とされている。

表5 FDICによる破綻金融機関処理方式の類型

		承継・買取り、再建の対象		破綻処理件数 (構成比 %)		
		資産	負債	1934-97	1992-97	
閉鎖型	ペイオフ	なし	なし	20	9	
	付保預金の移転	健全資産*	付保対象預金	8	7	
	P&A	付保預金P&A	健全資産	付保対象預金	4	47
		全預金P&A	健全資産	全預金	64	36
	ブリッジ・バンク	P&Aと同じ	P&Aと同じ	—	—	
非閉鎖型	自立再建に対する資金援助	全資産	全負債	4	1	
	合併、子会社化に対する資金援助	全資産	全負債			

* 付保預金の移転においては、破綻金融機関の資産は清算手続きの中で売却、回収されるが、健全資産については預金の移転を受けた金融機関が買い取ることが多い。

(出所) 日本銀行信用機構局 [1995] 等より作成

²² 詳細は、日本銀行信用機構局 [1995] を参照。

- ① ペイオフは、地域経済や金融システムに最も深刻な影響を与える可能性があるうえ、実務上の手間も極めて大きく、処理コストは一般に他の処理方式より大きい。このため、主として預金の流出が激しく、即座に破綻金融機関を閉鎖する必要がある場合などに検討される。近年、ペイオフの適用対象は、営業譲渡の引受先が見つからない小規模金融機関に限られている（最大規模は、総預金約5億ドル）。ペイオフは「最後の手段」と位置づけられているとよい。
- ② 付保預金の移転（ペイオフの一形態で、1983年以降ペイオフの代替手法として活用されている）も、ペイオフ同様、現に預金の流出が激しく、P&Aを実施することが困難で、即座に破綻金融機関を閉鎖する必要がある場合などに適用される。預金の払い戻しの事務負担がないほか、移転先はFDICに対しプレミアムを支払うため、通常FDICにとってはペイオフより低コストで処理が可能となる。
- ③ P&Aには、次のようなバリエーションがあり、承継される資産の範囲は拡大される一方、負債の範囲は縮小される傾向にある。

資産については、1960年代後半には、破綻処理を迅速に遂行することが重視され、健全資産P&Aだけが実施されていたが、破綻処理金融機関の増加に伴い、1987年から承継先に不良債権の管理および処理を任せる全資産P&A方式が採用されるようになった。しかし、この方式には承継資産が劣化するリスクが大きいという問題が出てきたため、1991年から損失分担約定（ロス・シェアリング）に基づく早期P&Aが導入された。これは、問題金融機関を債務超過に陥る前に閉鎖し、不良資産から生ずる損失（二次損失）の一部をFDICが負担する方式である。ロス・シェアリングの目的は、①破綻銀行の処理コストの軽減化、②破綻銀行の借手がそのまま受け皿銀行から融資を受けられるため銀行破綻による地域への影響を抑えることができること、とされる²³。

負債については、1978年からは付保対象外預金者を保護する場合は一般債権者を含めすべての負債を承継する方針がとられてきたが、1989年にFDICに一部の債権者に対して清算配当以上の追加弁済を行う権限が付与されて以降、全預金P&A（一般債権者は清算配当のみ）が主流となった。1991年FDIC改善法でコスト・テストが厳格化されて以降、付保預金P&Aが導入され（1992年）、その後頻繁に採用されるようになってきているが、金融システム混乱回避のため、予想清算配当の先払いが実施されている。さらに1993年には、預金債権が他の一般債権者より優先して配当を受けることができる預金者優先原則²⁴が導入された（1983年のFDIC報告書で導入が提言されていた）。

- ④ ブリッジ・バンク（1987年導入）は、破綻金融機関の規模が大きいため資産内容の洗い出しや処理手続きに期間がかかる場合に採用される。破綻先の事業のブリッジ・バンクへの移管は、全預金ないし付保預金P&Aの形で行われる。ブリッジ・バンクの承継先を探すまでの期間は2年以内と定められており、ブリッジ・バンク

²³ シードマン、W・ベイス、J [1999] を参照。

²⁴ 預金者優先原則については、一般債権者が過剰な対抗措置に出る可能性や大口預金者の多い大銀行に有利に働く可能性がある等、預金者・債権者の行動に歪みを与える可能性があるといった問題点も指摘されている（松下 [1994] 参照）。

に対する信頼を損なわないようにするため、ペイオフは行われないと一般的に考えられているようである。

米国の破綻処理方法から何を学ぶか

こうした FDIC の破綻処理方法から学ぶべきポイントは、次の三点に整理できよう。

- ① 破綻処理方法の採用に当たって、平常時には処理コストの最小化を基準とするが、非常時の例外規定を明示していること。
- ② 預金の保護範囲の実質的な縮小（大口預金の一部切り捨て措置）に際して、預金者の負担をできる限り抑制する枠組みを順次整備するとともに、問題銀行の早期処理を導入したこと。一方、預金者に負担がありうる仕組みが導入されたことで、預金分散や他の金融商品への投資分散が進み、通常の金融機関における非付保預金の割合が低下したこと。
- ③ 実質的な預金全額保護の下で金融自由化が進展したことがモラルハザード顕現化の原因であるが、利子の保護が事態の深刻化を招いた面があり、モラルハザード防止のため、可変預金保険料率や問題金融機関の早期処理に加え、ブローカー預金の取入れ規制といった直接的な取引規制も導入していること。

第一に、FDIC による破綻処理方法選択の決め手となるのは、処理コストの最小化であるとされる。このコスト・テストは徐々に厳格化されてきたが、平常時と非常時の議論の相違には留意しておく必要がある。

破綻処理方法選択の運用基準として、1982 年預金取扱金融機関法（貯蓄貸付組合の救済手段の拡充等を定めた法律）では、①コスト基準と②不可欠性の基準が規定された（表 6 参照）。しかし、1984 年 5 月に経営危機が表面化した大手銀行コンチネンタル・イリノイ銀行（全米第 8 位）に対しては、金融システム全体の安定性維持を図るため、FDIC が全預金者および全債権者の完全保護を公約した（15 億ドル支援）ほか、不良資産の買い取りや持株会社への出資等経営支援措置がとられた。同行の経営危機は、預金保険対象外の海外支店預金が大量に流出したことが一つのきっかけとされている。その後、こうした大手銀行の経営支援に対し、銀行経営のモラルハザードを招くとの批判が高まり、また大手銀行と中小銀行との間の処理方式の不公平が問題化した（いわゆる too big to fail 問題）。

表 6 破綻処理方法の選択基準

1982 年預金取扱金融機関法	1991 年 FDIC 改善法
①コスト基準 (ペイオフと同程度かまたはそれより低コスト)	①最小コスト原則 (処理コストの最も低い方式を選択)
②不可欠性の基準 (FDIC が、「地域への適切な金融サービスの提供という観点から、破綻金融機関の営業を継続することが不可欠」と判断する場合)	②システミックリスクを根拠とする例外 (FDIC 及び FRB による提案に基づき、財務長官が大統領と協議のうえ、「コスト基準を遵守した処理方法を選択すれば経済情勢や金融システムの安定性に深刻な悪影響を及ぼし、他の方法を用いればこれを回避ないし緩和できる」と判断した場合に限り、例外的な処理を行うことが可能)

too big to fail 問題への批判が高まる中で、1991 年 FDIC 改善法によりコスト基準が厳格化されて「最小コスト原則 (least cost resolution)」が採用されると共に、この原則の例外規定として「システミックリスクを根拠とする例外 (systemic risk exception)」が定められた。また同法では、このほか①早期是正措置と②可変預金保険料率²⁵ (1993 年実施) も導入された。このように too big to fail が原則廃止されたことが市場規律を高め、その後のシティーコープ等のリストラに繋がったとされる。非閉鎖型の資金援助は、「システミックリスクを根拠とする例外」規定が導入されて以降、実施されていない。

しかし、新基準は未曾有の金融危機を乗り越えた後に導入されたもので、銀行経営悪化の洗礼を受けていないとの指摘もある。コンチネンタル・イリノイ銀行を救済処理した後、モラルハザードの問題が指摘され、市場の監視機能を働かせる方向に制度改革が行われたが、これはいわば平常時の議論である。too big to fail は破棄されたが、これと「システミックリスクを根拠とする例外」との違いは定かではない。実際 1998 年の大手ヘッジファンド・LTCM の経営危機に際しては、ニューヨーク連銀が調整役となって機動的に一種の護送船団を組成し信用不安を回避したが、こうした LTCM の救済をどう位置付けるかという問題もある。

いずれにしても、米国は、平時時にはコスト基準を徹底する一方、非常時には例外規定を設けるというように、プラグマティックに対応しているといえよう²⁶。

第二に、預金の保護範囲の実質的な縮小の進め方である。銀行破綻に伴う地域経済や金融システムの混乱を回避するためには、「預金の全額保護をいかにして低コストで実現するか」というのが、かねてからの FDIC の課題であった。1980 年金融制度改革法 (金利自由化を含む制度改革等を定めた法律) において、連邦預金保険法の保険金限度額が 4 万ドルから一気に 10 万ドル (当時の 1 人当たり GDP の 9 倍 < 2003 年の同比率は 2.7 倍に低下 >) に引き上げられたのも、金融自由化進展に伴って起きると予想される金融機関再編成に備え、預金者保護の強化を図ったものとされる。また、1 人当たり 10 万ドルといっても実際には付保対象範囲が広く (異なる権利ないし資格ごとに 10 万ドル保護)、また預金保険制度に関する理解が浸透して預金分散が進んでいることもあって、預金保険のカバー率は約 8 割 (名寄せ後) と高い点にも注意が必要である (日本のカバー率は、1999 年 3 月末時点で約 6 割 < 名寄せ前 >)。このように、非付保預金の割合が低い要因としては、①個人の金融資産に占める預金の割合が低く (図 2 参照)、また②企業が効率的な資金運用やリスク分散の観点からスイープ勘定 (営業時間終了前に預金よりも利回りの高い投資信託等に自動的に運用) などを利用して決済性預金残高の圧縮に努めていることも、重

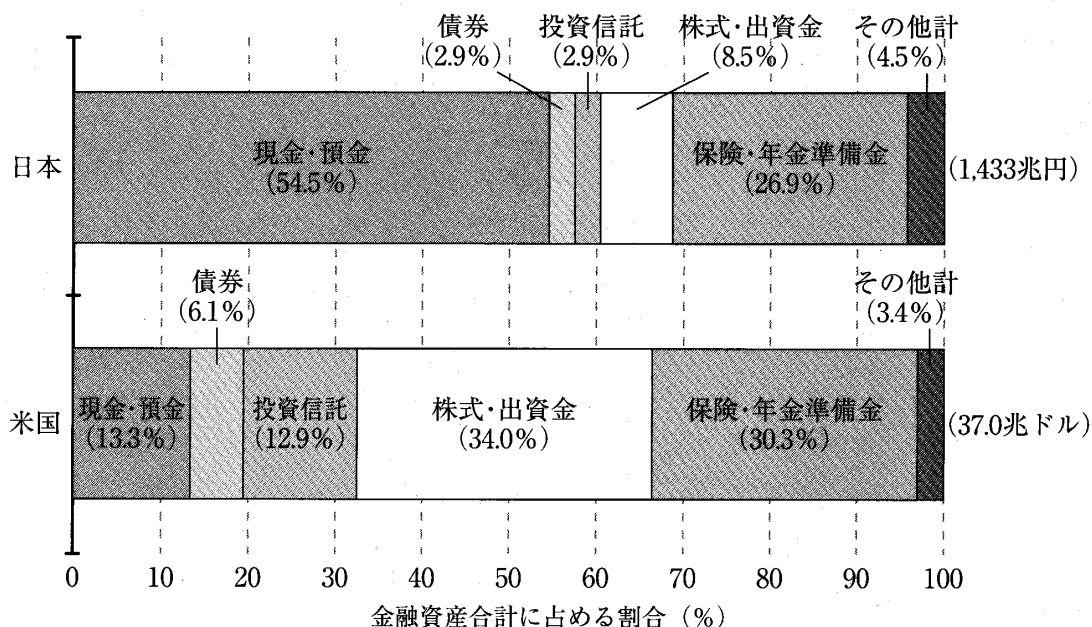
²⁵ 金融機関を自己資本の充実度 (3 段階) と総合的な経営内容の健全性 (3 段階) に応じて 9 つのグループに分類し、各グループに異なる保険料率が適用されている。1997 年末には、加入銀行の 95% が「自己資本充実かつ健全」という保険料率ゼロの最高ランクに分類されていた。近年の平均保険料率は 0.0008% (1999 年) ~ 0.0022% (2002 年) で、日本の保険料率 (1996 年度以降 0.084%、2005 年度決済用預金 0.115%、一般預金等 0.083%) を大幅に下回っている。

²⁶ こうした米国当局のスタンスについて、例えば、ニューヨーク連銀のコリガン総裁 (当時) は、1990 年 5 月の議会証言の中で、「金融機関とくに大手金融機関が経営危機に陥った場合、監督当局が、政策の発動時期、内容、手法について『建設的な不確実性 (constructive ambiguity)』のある姿勢を保つのであれば、セーフティネットと市場規律がともに有効に機能すると考えられる」と述べている。

要なポイントとして指摘できる。

こうした中で、預金の保護範囲の実質的な縮小（大口預金の一部切り捨て措置）は試行実験を経ながら導入されてきた²⁷。この時期の米国の経験は、預金等全額保護の特例措置の廃止をいかに円滑に進めるかが課題となっているわが国にとって参考になると思われるので、少し敷衍しておこう。すなわち、FDICは、1983年の報告書における預金保険の保護範囲の実質的な縮小という提言に基づき、1984年にペイオフ方式と従来型P&A方式（実質的な預金全額保護）の中間的な処理方法である修正ペイオフ方式（10万ドル超の預金について倒産銀行の資産の回収見込みを勘案した額を保証）を試行的に実施した。1984年中の倒産銀行80行の処理方法をみると、64行は従来型P&A方式（62行）及び資金援助を伴う合併（2行）で処理されたが、残りの16行（中小銀行のみ）に関しては、上記の修正ペイオフ方式及びペイオフ方式が採用された。FDICは、1984年10月、修正ペイオフ方式の試行経験を踏まえ、同方式が事務負担等の制約もあって従来の全預金P&A方式に全面的に代替し得るものではないとの一応の判断を示した。

図2 家計の金融資産構成（日米比較、2005年6月末）



（出所）日本銀行調査統計局「資金循環の日米比較」2005年9月

こうした試行実験の後、破綻処理方法の選択について、1991年にコスト・テストが厳格化されたことに伴って、預金分散や他の金融商品への投資分散が進み、通常の金融機関における非付保預金の割合が低下する一方、従来のように預金の全額保護ができなくなるケースが増加する中で、FDICは下記のように付保対象外預金の保護が可能となるような枠組みの整備に取り組んだ。預金者の負担をできる限り抑制するために、一般債権者に犠牲を求めるといった枠組みが整備されたのである。こうした中で、財務省提案（1991年2月）

²⁷ FDIC [1983]、太田 [1985] を参照。

では預金保険の保護範囲の縮小（名寄せの強化）が提唱されたが、FDIC 改善法（1991 年 12 月）には織り込まれなかった。

- ・ 1989 年、FDIC に一部債権者に対して清算配当以上の追加弁済を行う権限が付与され、以後、全預金 P&A（一般債権者は清算配当のみ）が主流となる。
- ・ 1991 年 FDIC 改善法で予想清算配当の先払いが認められ、1992 年に付保預金 P&A が導入された。預金者優先原則の導入（1993 年）以降は、付保対象外預金者だけに予想清算配当の先払いが行われている模様。
- ・ 1993 年の預金者優先原則導入により、FDIC は、付保対象外預金者とともに、他の一般債権者に優先して配当を受けることとなり、付保預金 P&A でもかなりの預金者保護が可能となった。また、全預金 P&A がコスト・テストをクリアすることが容易になる可能性が大きいとされる。

こうした試行実験や枠組みの整備を伴いつつ、大口預金の一部切り捨て措置を導入してきたのが米国の実態である。

第三に、モラルハザードへの対応である。預金の実質的な全額保護が図られる中で、金融自由化が進んだため、モラルハザードの問題が表面化・深刻化した。この問題に対応するため、1991 年 FDIC 改善法により、可変預金保険料率（1993 年から実施、すでに金融システム問題が一段落した安定期に導入）や問題金融機関の早期処理（債務超過となる前に破綻処理）が導入された。

モラルハザードが典型的なかたちで出てきたのが、ブローカー預金の問題である。1980 年代に入り、上述のような FDIC による大口預金の一部切り捨て措置の試行を眺めて、大口預金者の預金を複数の金融機関に預金保険上限の 10 万ドル単位で分割預入させるブローカー業者が出現した。大口預金者の預金もブローカーに若干の手数料を支払うことによって全額保障が可能となった。預金金利自由化の下では、リスクの高い金融機関ほど高い金利で預金を調達することになるため、ブローカーは「高金利、付保」をセールスポイントに大口預金者から資金を集め高リスク・高金利の金融機関に分割預入することになる。この結果、従来金利とリスクの両方を勘案して預け先金融機関を選定していた大口預金者が金利のみに着目し、ブローカー経由で高リスク・高金利の金融機関に預金をシフトさせるようになった。これは、いわば預金者のモラルハザードと呼ぶべき現象であり、銀行のモラルハザードを助長する要因となった。ブローカー預金はモラルハザードの典型で、米国では利子も保護されているため、事態が深刻化した面もあったといえよう。こうしたモラルハザードを抑制するために、次のような直接的な取引規制の枠組みが整備された。

- ・ 1989 年「金融機関改革救済執行法」により、所定の最低自己資本比率を満たしていない FDIC 加入金融機関のブローカー預金の取入れを禁止。
- ・ 1991 年 FDIC 改善法により、ブローカー預金の取入れ規制を強化（FDIC による事前承認制を採用）。
- ・ 1992 年にブローカー預金の金利を制限する FDIC 規則が制定され、自己資本未達の FDIC 加入金融機関が市場金利を大幅に上回る預金金利を設定している場合、当該預金はブローカー預金とみなされ、付保対象から除外された。

参考文献

- 池尾和人 『銀行リスクと規制の経済学』 東洋経済新報社、1990年
- 石塚雅典 「預金保険料制度の国際比較」『預金保険研究』創刊号、預金保険機構、2004年3月
- 太田勉 「金融自由化進展の下での信用秩序維持の諸問題」『金融研究』第3巻第1号、日本銀行金融研究所、1984年4月
- 太田勉 「海外主要国の預金保険制度の現状とこれを巡る改革論議について」『金融研究』第4巻第1号、日本銀行金融研究所、1985年3月a
- 太田勉 「金融自由化と信用秩序」金融学会編『金融学会報告60号』1985年8月b
- 太田勉 「ペイオフ解禁のための処方箋」『第8回シンポジウム記録』21世紀政策研究所、2000年2月
- 太田勉 「日本における銀行・証券業分業体制」『松本大学研究紀要』第3号、松本大学、2005年1月
- 太田勉 『金融改革と信用秩序』松本大学出版会、2006年a(近刊)
- 太田勉 「日本の金融改革」『連携講座の記録』(仮題)、東京外国語大学、2006年b(近刊)
- 翁百合 『情報開示と日本の金融システム』東洋経済新報社、1998年
- 小田信之・清水季子 「ブルーデンス政策の将来像に関する一考察：銀行システムの効率性・安定性の両立へ向けて」『金融研究』第18巻第3号、日本銀行金融研究所、1999年
- 金融審議会 「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関破綻処理のあり方について」(答申)、1999年12月
- 金融審議会 「中期的に展望したわが国金融システムの将来ビジョン」(答申)、2002年9月
- 金融審議会 「決済機能の安定確保のための方策について」(答申)、2002年9月
- 金融審議会金融分科会第二部会 「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」2003年7月
- 金融庁 「金融再生プログラム — 主要行の不良債権問題解決を通じた金融再生 —」2002年10月
- 金融庁 「金融改革プログラム — 金融サービス立国への挑戦 —」2004年12月
- シードマン,W・ベイス,J 「破綻銀行の資産 2次損失処理の枠組みを」『日本経済新聞』、1999年5月26日
- 館龍一郎・浜田宏一 『金融』岩波書店、1972年
- 田中直毅 『構造改革とは何か』東洋経済新報社、2001年
- 玉木伸介 「預金保険制度の財政構造について — 中期的な視点から」『預金保険研究』第3号、預金保険機構、2005年3月
- 永田俊一 「ペイオフ解禁 — その意義と今後の運用」預金保険機構、2005年6月
- 日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会 『金融システムと行政の将来ビジョン』2002年7月
- 日本銀行 「不良債権問題の基本的な考え方」2002年10月
- 日本銀行 「ペイオフ全面解禁後の金融システム面への対応について」2005年3月a
- 日本銀行 「金融システム面における日本銀行の施策」金融システムレポート、2005年8月b
- 日本銀行金融研究所 「金融研究会：銀行経営と信用秩序の維持」『金融研究』、第4巻第2号、日本銀行金融研究所、1985年
- 日本銀行信用機構局 「米国の預金保険制度を巡る最近の動向」『日本銀行月報』、1992年12月号
- 日本銀行信用機構局 「米国預金保険制度の概要と運用」『日本銀行月報』、1995年8月号
- 速水優 「最近の金融経済情勢 — 我が国金融システムの再生に向けて」(内外情勢調査会における講演)、1999年3月18日
- 深尾光洋 「ペイオフ実施へ環境整備 — 預金保険制度の見直し2段階で」『日経金融新聞』、1999年6月16日
- 藤原作弥 「次の世紀に向けて — 新生日銀の対応状況」(経済倶楽部における講演)1999年7月29日
- 堀内昭義 『日本経済と金融危機』岩波書店、1999年
- 本間勝 『世界の預金保険と銀行破綻処理』東洋経済新報社、2002年
- 松下淳一 「米国における Depositor Preference の導入とその影響について」『金融研究』第13巻第4号、日本銀行金融研究所、1994年
- 三重野隆 「預金保険制度における主要な枠組みの変遷について」『預金保険研究』第3号、預金保険機構、2005年3月

預金保険機構 『平成16年度 預金保険機構年報』2005年8月
預金保険料率研究会 「預金保険料率研究会中間報告」預金保険機構、2004年6月
蠟山昌一 「預金保険、可変料率導入を」『日本経済新聞』、1996年10月9日
FDIC, "Deposit Insurance in a Changing Environment," 1983.
Garcia, Gillian, "Deposit Insurance : A Survey of Actual and Best Practices," IMF Working Paper 99/54,1999.
McCarthy, I. S., "Deposit Insurance : Theory and Practice," IMF Staff Paper Vol.27, No.3, 1980.

(2005年10月25日執筆)

(本稿は、2005年度松本大学総合経営学部学術研究助成費を受けて行った研究成果の一部を取り纏めたものである。)